

## 高島市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この告示は、市民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫による住民トラブルを防止し、市内で飼い主のいない猫を適切に管理する地域猫活動を支援するため、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」のさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を団体または個人に交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- (3) 地域猫 飼い主のいない猫であって、その地域で適正に管理されている猫をいう。
- (4) 地域猫活動 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 一定の地域において、その地域の住民の理解を得てボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫の命を全うするまで1代限りで、その地域において適切に管理していく活動
  - イ 里親による飼養を斡旋する等、飼い主のいない猫の終生飼養を実現する活動
  - ウ 飼い主の適正な飼養の普及啓発を行う活動
- (5) 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合わせて不妊手術という。
- (6) 識別処置 不妊手術を終えたことが判別できるように手術時に片耳の先端にV字型の切込みを入れる処置をいう。
- (7) さくらねこ 捕獲し（T r a p）、不妊手術を行い（N e u t e r）、元の場所に戻す（R e t u r n）、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットした耳をもつ猫をいう。

### （交付対象）

第3条 チケットの交付を受けることができる者（以下「被交付者」という。）は、地域猫活動を実施する市内で活動する団体（市内に主たる事務所等の活動拠点を有する団体または代表者が市内に居住する団体に限る。以下「団体」という。）または市内に住居を有し、現に生活を営む個人で、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を実施しようとする者とする。ただし、多頭飼育者本人および親族を含む団体を除く。

2 チケットの交付を受けようとする団体の代表者は、飼い主のいない猫不妊手

術事業実施団体届出書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届け出るものとする。ただし、個人がチケットの交付を受ける場合は、この限りでない。

- (1) 団体の定款または規約等
- (2) 団体の役員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(交付対象外)

第4条 次の各号に掲げる猫についてはチケットの交付対象外とする。

- (1) 飼い猫
- (2) 里親に出す前提の飼い主のいない猫
- (3) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (4) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

2 被交付者が次のいずれかに該当するときは、チケットの交付対象外とする。

- (1) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(申請)

第5条 チケットを利用しようとする被交付者（以下「申請者」という。）は、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付決定の取消しおよびチケットの返還)

第7条 交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消しおよびチケット返還通知書（様式第4号）により通知し、チケットの交付決定の全部または一部を取

消し、既に交付したチケットの全部または一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットの利用方法が著しく不相当と認められるとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

(活動報告)

第8条 申請者は、不妊手術終了後速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) さくらねこの全体像が判別できる写真
- (2) さくらねこの識別処置部分が判別できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(免責)

第9条 市長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第3条関係）

飼い主のいない猫不妊手術事業実施団体届出書

年 月 日

高島市長

住 所

団体名

代表者氏名

電話番号

メールアドレス

飼い主のいない猫不妊手術事業を実施する団体として、高島市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付要綱第3条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

主たる活動地域	
---------	--

添付書類

- (1) 団体の定款または規約等、活動内容が分かる書類
- (2) 団体の役員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

年 月 日

高島市長

住 所

団体名

代表者氏名

電話番号

さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、高島市さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

なお、同意・誓約事項については、これを確認のうえ、同意します。

記

1. 主な捕獲場所

\_\_\_\_\_

2. 申請枚数

\_\_\_\_\_枚

3. 希望する協力病院

\_\_\_\_\_

〈特記事項〉

※ 公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケットを交付するため、申請枚数の交付ができない場合があります。

※ 希望する協力病院で、不妊手術ができない場合があります。

〈同意・誓約事項〉

- 1 高島市内に生息する飼い主のいない猫にしか不妊手術は行いません。
- 2 飼い主がいない猫の捕獲および収容、獣医師への搬入および不妊手術・識別処置実施の依頼ならびにこれらに関して生じた第三者への損害等および第三者からの苦情等への対応は、申請者が責任を持って行い、市に対して一切の迷惑をかけません。

- 3 届出団体の代表者、役員、定款、規約等に変更が生じたときは、その旨を遅滞なく書面で届け出ます。
- 4 特別な理由により識別処置の実施が困難なときは、市に申し出て、その指示を受けます。
- 5 不妊手術後の猫を元の生息地に戻すときは、周辺的生活環境が悪化しないように排便や給餌の適正な管理などを行うとともに、地域の住民の理解を得るよう努めます。

第 号  
年 月 日

様

高島市長

さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケットの交付について、下記のとおり決定しましたので、高島市さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 主な捕獲場所

\_\_\_\_\_

2. 申請枚数

\_\_\_\_\_枚

3. 希望する協力病院

\_\_\_\_\_

〈特記事項〉

- (1) 申請団体は、高島市さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付要綱、その他の規定ならびに市長の指示に従わなければならない。
- (2) 申請団体は、事業を中止しようとするときは、市に対しチケットを返却しなければならない。
- (3) 申請団体は、事業が予定の期限内に完了しない場合には、速やかにその理由および事業の進行状況を記載した書類などを市長に提出し、その指示に従わなければならない。
- (4) 申請団体は、事業完了後速やかに、利用報告書を提出しなければならない。
- (5) 一度にすべての猫のTNRを行うことは難しく、また他の地域から流れてくる猫、新たに捨てられる猫がいることから、継続した管理をしなければならない。
- (6) 上記の特記事項を遵守できない場合、今後の申請を受理しない場合がある。

第 号  
年 月 日

様

高島市長

さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消しおよびチケット返還通知書

年 月 日付で交付決定したさくらねこ無料不妊手術チケットについて、高島市さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定の取消しおよびチケット返還を決定しましたので、通知します。

記

1. 返還枚数 \_\_\_\_\_ 枚

2. 取消理由 \_\_\_\_\_



さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

年 月 日

高島市長

住 所

団体名

代表者氏名

電話番号

下記のとおり、さくらねこ無料不妊手術チケットを利用したので、高島市さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)交付要綱第8条の規定により報告いたします。

記

1. 交付枚数 \_\_\_\_\_ 枚

2. 利用枚数 \_\_\_\_\_ 枚 内訳 オス \_\_\_\_\_ 頭 メス \_\_\_\_\_ 頭

3. 返却枚数 \_\_\_\_\_ 枚

4. 利用の詳細

番号	毛色・特徴	性別	手術日	チケット番号	病院名	捕獲場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

添付書類

- (1) さくらねこの全体像が判別できる写真（データ）
- (2) さくらねこの識別処置（耳のV字カット）部分が判別できる写真（データ）